# 神奈川ファイナンシャルプランナーコース同窓会会則

制定 平成19年12月20日

## 第1条(名称)

- (1) この会は、神奈川ファイナンシャルプランナーコース同窓会と称する。
- (2) 神奈川ファイナンシャルプランナーコース同窓会を略し、KFP同窓会と呼称する。

## 第2条(目的)

- (1)参加することにより、旧交を温め、情報交換等を通して、相互の親睦を図る。
- (2) 同窓生の人脈(Net Work)を造り、卒業生のビジネス、就職活動に寄与する。
- (3) 講演、セミナー等により、FPとしてのSKLL UPの向上を図る。

## 第3条(会員)

(1) 会員資格は、KFP協同組合の委託訓練(ファイナンシャルプランナー科、ビジネス科) の受講生とする。

### 第4条(会計)

(1)費用発生の都度(講師料、懇親会)、必要に応じて徴収する。

## 第5条(役員及び任期)

(1) KFP同窓会の運営を円滑にするために、次の役員を選出する。

会長 1名

副会長 1名

事務局 1名

監事 1名

(2) 役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 ただし、再任は妨げない。

#### 第6条(役員の選出)

(1) 年度最終の集会において、会員でKFP組合員の中から役員を選出する。

## 第7条 (代表幹事)

(1) 会員の連絡のため、各コース毎に若干名選出される。

## 第7条(運営)

(1) KFP同窓会の運営は、すべて第2条の目的に即して役員が行うものとする。